

東大阪市分譲マンション管理計画認定制度における事前相談添付書類

<input type="checkbox"/>	1	東大阪市分譲マンション管理適正化指針に関する管理計画確認書（様式1）
<input type="checkbox"/>	2	建築基準法第6条第1項による確認済証の写し
<input type="checkbox"/>	3	東大阪市分譲マンション管理適正化指針への適合状況が確認できる以下の書類
<input type="checkbox"/>		防火管理者を選任し、消防計画の作成及び周知していること（消防署で受付済のもの） ※消防法第8条により防火管理者を定めなければならない場合
<input type="checkbox"/>		消防用設備等の点検をしていること（消防署で受付済のもの）
<input type="checkbox"/>		災害時の避難場所を周知していること
<input type="checkbox"/>		災害対応のマニュアルを作成・配布していること
<input type="checkbox"/>		ハザードマップその他の防災・災害対策に関する情報の収集・周知をしていること
<input type="checkbox"/>		年1回程度定期的な防災訓練を実施していること
<input type="checkbox"/>		管理組合専用郵便受けを設置していること

※昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項による確認済証が交付されたマンションの場合は以下のいずれかの書類も必要です。

<input type="checkbox"/>	4	①	地震に対する安全性を評価機関が証する書類の写し
		②	耐震改修促進法律第17条の第3項による所管行政庁の認定通知書の写し
		③	耐震改修促進法律第17条の第3項第1項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを評価機関が証する書類の写し

※提出を第三者へ委任する場合は委任状を添付してください。

<input type="checkbox"/>	5	委任状
--------------------------	---	-----